

## 「貸金庫規定」の改定および当行ホームページへの掲載のお知らせ

「貸金庫規定」を下記のとおり2023年1月16日（月）より改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、「貸金庫規定」を当行ホームページへ掲載することといたしましたので、お知らせします。

### 記

改定前	改定後
<b>貸金庫規定（一般貸金庫用）</b>	<b>貸金庫規定（一般貸金庫用）</b>
<b>第7条（印鑑、鍵の喪失時等の取扱い）</b> (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。 <u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u> (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	<b>第7条（印鑑、鍵の喪失時等の取扱い）</b> (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
<b>(新設)</b>	<b>第14条（規定等の変更）</b> (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
<b>貸金庫規定（全自動貸金庫用）</b>	<b>貸金庫規定（全自動貸金庫用）</b>
<b>第7条（印鑑、鍵、カードの喪失時等の取扱い）</b> (1) 印章、正鍵もしくはご利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。 <u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u> (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払っていただき、またご利用カードを失った場合も、カード取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	<b>第7条（印鑑、鍵、カードの喪失時等の取扱い）</b> (1) 印章、正鍵もしくはご利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払っていただき、またご利用カードを失った場合も、カード取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
<b>(新設)</b>	<b>第14条（規定等の変更）</b> (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。